

## 規制改革推進会議デジタルワーキンググループにおける 戸籍謄抄本の請求等に係る現状認識等

### 1. 総論

- 第 204 回国会における菅総理の施政方針演説では、「あらゆる手続が役所に行かなくてもオンラインでできる」仕組みをつくとされており、「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」では、原則として 10 万件以上の手続に関して「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を行うことを決定。
- 戸籍謄抄本等の請求による交付件数は、約 4,000 万件（令和元年度）、うちオンライン請求による交付件数は約 100 件（令和元年度）で導入自治体数は 9（令和 3 年 7 月現在）、コンビニ請求による交付件数は約 49 万件（令和 2 年度）で導入自治体数は 559（令和 3 年 6 月現在）に止まる。
- 郵送による請求の際には、手数料を定額小為替で納付するよう求める自治体も多数。
- また、総務省の統計（令和 2 年地方公共団体定員管理調査結果）によれば、市町村等における一般行政職員数は、平成 8 年の約 85 万人をピークに減少傾向にあり、直近の令和 2 年は約 69 万人と 2 割近く減少している。今後、更なる職員数の減少が見込まれ、自治体の経営資源が制約される中であって、総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」では、「これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスやシステムは大胆に標準化・共同化する必要がある」「ICT の利用によって処理できる業務はできる限り ICT を利用する」旨指摘されている。
- 一方で、法務省による書面主義の見直しへの回答は、「導入は市区町村長において判断される事項」、「別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要」を旨としている。
- 情報連携により、戸籍抄本等の交付を不要とする取組みも始まっているが、完全に実現するに至る工程は明らかではなく、相当の期間を要することが見込まれる。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） 抜粋

オンライン化されていない行政手続の大部分を、5 年以内にできるものから速やかにオンライン化し、オンライン化済のものは利用率を大胆に引き上げる。

（参考）規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） 抜粋

g 各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が 100% のものなどを除き、原則として年間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについて、28 事業（上記 a）に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。

実施時期：原則令和 3 年 10 月までに基本計画を策定し、取組を開始

## (参考)「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」における「書面主義の見直し」に対する法務省の回答

本手続については、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。

## 2. 法務省におけるデジタル化の推進体制について

- 「第9回デジタルガバメントワーキング・グループ(令和3年3月30日)」において、『「法務省情報化推進会議」において、最新の政府方針やデジタル技術、検討課題への対応等について、CIO補佐官も交えた意見交換を行い、事務次官のリーダーシップの下、法務省におけるデジタル化の方針・計画を定め、情報システムを所管する部局の部局長等による情報共有を徹底します。』等の回答が示されている。
- また、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」においても「これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、(中略)デジタル化を強力に推進する観点から、(中略)、デジタル化を推進する体制を構築する。」とされている。

### (参考) 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

d 法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、登記その他のデジタル社会の基盤となる制度を所管する省として、デジタル化を強力に推進する観点から、民間人材の登用を含め、デジタル化を推進する体制を構築する。

## 3. オンライン請求及びコンビニ請求の推進について

- 平成29年8月の「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」において、「取得方法として利用したいもの」として「インターネットでマイナンバーカードの電子証明書を使って取得:12.9%」、「最寄りのコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使ってマルチコピー機から取得:11.1%」と一定のニーズが示されている。また、コロナ禍を踏まえ、手続を「役所に行かなくてもできる」に対するニーズは高まっている。将来的には、官民を通じて戸籍謄抄本等の添付を要する手続等を不要とすることを目指すべきであるとしても、そのための具体的な工程も明らかでない現状において、国民の利便性の向上を図ることが求められる。
- また、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、「キャッシュレス化の推進」が決定されているところ。

## (参考) 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

- a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付(インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上)を導入する。
- b 各府省は、以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上)による納付を可能とする。
- ① オンライン納付に対応せず、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)に限られる手続等
- ② オンライン納付に対応していても、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)が多く残ると見込まれる手続等
- c デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコード)による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。

実施時期：a, b:可能なものから速やかに措置

c:次期通常国会に法案を提出

### 4. 行政手続における戸籍謄本等の添付省略等

- 2019年の戸籍法の改正により、マイナンバーと戸籍情報の連携が可能になるとともに、法務省において戸籍副本データ管理システムを活用・発展させた新システムを構築し、行政機関に戸籍情報の提供を行うことが決定されている。
- これを踏まえ、「行政手続における戸籍謄抄本の添付省略」、「戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略」、「本籍地以外での戸籍謄抄本の発行」、が可能となるよう、検討が進められていると承知。
- また、上記に伴い、自治体においてもシステム改修や業務プロセスの再構成が必要になると考えられ、法務省は今後のスケジュール等を早期かつ明確に提示するよう、自治体側から求められていると承知。

### 5. 戸籍の届出のオンライン化について

- 上川法務大臣は、昨年10月13日の会見において、「オンラインによる戸籍の届出については、平成16年4月1日から、制度上は、行うことが可能となっているものの、その導入は、市区町村長において判断される事項であり、現在、導入している市区町村はないものと承知」、「婚姻届等の戸籍の届出のオンライン化については、届出を受ける市区町村が判断すべきものと考えており、法務省として、検討しておりません。」と発言している。
- その後、令和3年1月、第204回国会における菅総理の施政方針演説では、「あらゆる手続が役所に行かなくてもオンラインでできる」仕組みをつくるとされ、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」では、原則として10万件以上の手続に関して「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を行うことを決定している。

(参考) 法務大臣閣議後記者会見の概要 (令和2年10月13日) 抜粋

(中略)

また、先日の記者会見において、私は、オンラインによる戸籍の届出については、平成16年4月1日から、制度上は、行うことが可能となっているものの、その導入は、市区町村長において判断される事項であり、現在、導入している市区町村はないものと承知していると述べました。

婚姻届等の戸籍の届出のオンライン化については、届出を受ける市区町村が判断すべきものと考えており、法務省として、検討しておりません。

(中略)

**【記者】**

冒頭の発言の関係でお尋ねしたいのですが、婚姻届等のオンライン化については、制度上は可能であるけれど、自治体の御判断だということだと思のですが、現状としてはまだ導入が進んでいないと思うのですけれども、法務省として何か後押しするような考えとか、そういうことはあるのでしょうか。

**【大臣】**

今日は、前回の記者会見の折に、十分意図したところが伝わっていなかったのではないかとということもございまして、明確に申し上げたところでございますが、婚姻届等の戸籍の届出のオンライン化につきましては、届出を受ける市区町村が判断すべきものと考えておりまして、法務省として検討しておりません。